

京都地方税機構の設立の許可について

平成 21 年 8 月 7 日
 京都府・市町村税務共同化組織
 設立準備委員会事務局
 (075-414-4499)

平成 21 年 7 月 17 日に申請の京都地方税機構の設立については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の規定に基づき、平成 21 年 8 月 5 日付けで総務大臣より許可されましたのでお知らせします。

また、京都地方税機構規約第 12 条の規定に基づく京都地方税機構の設立後初めて行う広域連合長の選挙を、8 月 19 日午後 4 時 45 分から京都府自治会館において行う旨通知しましたので併せてお知らせします。

1. 京都地方税機構の概要

- | | | |
|--------------|---|---|
| (1) 名 称 | … | 京都地方税機構 |
| (2) 組 織 | … | 京都府及び京都市を除く京都府内市町村 |
| (3) 処理する事務 | … | ①地方税及び国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が移管した事案に係る滞納整理事務（但し、業務開始は平成 22 年 1 月から）
②賦課徴収業務に関する研修事務
③構成団体からの賦課徴収業務に関する相談及び支援に係る事務
④地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務 |
| (4) 広域連合長 | … | 構成団体の長の推薦のあった者のうちから、構成団体の長が投票により選挙 |
| (5) 広域連合議会議員 | … | 議員定数 32 人（構成団体の議会において、当該構成団体の議会の議員のうちから選挙）
・京都府議会議員 6 人
・宇治市議会議員 2 人
・各市町村議会議員 各 1 人 |
| (6) 事務局体制 | … | 本部（京都市）、9 地方事務所（京都東、京都西、京都南、相楽、山城中部、乙訓、中部、中丹、丹後） |

2. 徴収業務開始までの手順

- | | | |
|-----|-----------------|----------------|
| (1) | 平成 21 年 8 月 7 日 | 広域連合長選挙の通知 |
| (2) | 8 月 13 日 | 広域連合長候補者の通知 |
| (3) | 8 月 19 日 | 広域連合長選挙 |
| (4) | 9 月～10 月 | 広域連合議会議員の選挙 |
| (5) | 11 月 | 第 1 回広域連合議会の開催 |
| (6) | 平成 22 年 1 月 | 徴収業務の開始 |